- 1 日時 令和6年7月18日 午後1時半から午後4時半まで
- 2 場所 和歌山県薬剤師会館 4階大会議室
- 3 出席者 別紙のとおり (委員9名、事務局5名、事業者8名)
- 4 審議案件

(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

- 5 議事概要
 - 会 長:皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また暑さ厳しい中、ご出席 いただきましてありがとうございます。今回の審査会は、(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業に係る2回目の審査であります。本日は、第1回の審査から持ち越しと なった騒音等の項目について、説明資料の修正点も含めて事業者から説明いただき、質疑応答を行いたいと思っております。また、第1回審査会における委員からの意見への回答及び 追加意見等に対する見解について事業者から説明を頂き、質疑応答を行いたいと思います。
- 会 長: それでは議事を進めてまいります。まず、今回の説明資料の内容について、それから、特に 騒音等の項目について、事業者から説明をお願いします。
- 事業者:ありがとうございます。始めに、資料としましてはこのパワーポイントの資料、右上に7月 18 日修正版と記載のあるスライドの説明をさせていただきます。こちら、前回の審査会での 資料から追加修正を行っておりますので、その点について説明をさせていただきます。めくっていただきますと、まず事業概要のところになるんですけれども、概要と発電量といった 記載があるんですが、こちら、該当のページについて記載をしております。こちらの概要及 び発電量については、準備書の4ページと10ページ、そして39ページに記載をしております。説明は前回と同じですので、変更点だけ、次も述べていきたいと思います。次に3ページ、対象事業実施区域の選定ということで、こちら準備書の5ページに記載をしております。 内容は同じものになります。次に4ページになりますけれども、今回の輸送ルートというところで、準備書の26ページと27ページのところに、図面とルートの記述を行っております。 内容としては同じものです。最後に、工事車両予定ルートというところで、こちらは準備書の26ページと28ページに記載をしております。内容としては前回と同じものです。ちょっと駆け足になりましたけれども、まずは事業概要のところについて、今回ページ数の追記をさせていただきましたので、説明を行いました。続いて、準備書のところのご説明をさせていただきます。
- 事業者:続きまして、資料の7ページと8ページ、こちらは環境影響評価における調査、予測・評価の項目でございまして、これは方法書の審査のときに皆様には既に審査していただいている項目なので、準備書には再掲という形で、475ページに記載しております。次にめくっていただいて11ページ目の騒音・振動・超低周波音、まず、調査地点ですが、これは準備書の577ページに記載しておりまして、方法書時点では沿道1、沿道2という2地点だったんですけども、それについてちょっと意見等もございましたので、沿道3を追加したというところでございます。どうして追加したかということにつきましては、準備書の490ページに記載しておりまして、沿道1、これは三百瀬なんですけども、御坊美山線から上がってくるところが沿道1、沿道2というのは、有田川町側から宇井苔白馬線に至るまでに通る424号線

上の地点というところで選定、そして沿道3というのは、例えば日高川町側から生コンを運 ぶというようなことがございましたら、424号線の南から上がるということもありますので、 この辺の 424 号線の美山の辺り、国道沿いではないんですが、郵便局があったり美山支所が あったりする場所ということで、424 号線の沿道3という地点を追加させていただいており ます。続きまして 12 ページ、準備書では $480\sim492$ ページに、騒音・振動・超低周波音、ど んな調査をしたのかというのを示しております。調査内容につきましては記載のとおり、道 路沿いにおける騒音・振動の状況の把握ということで、道路の横に騒音計、振動計を置きま して、平日・土曜日の昼間に各1回調査を行っております。実際に調査を行った日について は、準備書の 576 ページに記載のとおり、平日は令和 5 年 2 月 17 日の 6~22 時、土曜日は 翌日2月18日の6~22時で測定をしております。それでは、測定の結果と予測について説 明をさせていただきます。623ページに予測結果として記載しておりまして、それと同じ表 を説明資料にも掲載しております。この予測のためにどんなことをやってきたかというのを 準備書につらつらと書いておりまして、準備書の578ページに、まず道路交通騒音の調査結 果を掲載しております。測定結果としては、沿道1の平日が65デシベル、土曜日が64、沿 道 2 の平日が 66、沿道 2 の土曜日が 66、沿道 3 の平日が 60、土曜日が 58 ということでござ います。これに対して環境基準、説明資料の13ページの表にまとめていますけども、環境基 準は 70 デシベル、要請限度は 75 デシベルです。環境基準なんですけども、沿道 1、沿道 2、 沿道3は主要地方道であったり、一般国道424号ということですので、交通を担う道路に近 接する空間としての基準ということで、昼間は 70 デシベル、夜間 65 デシベル、要請限度に ついては昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとなっております。その測定結果に、将来の予 測値、工事関係の車両が走りますと交通量が増えますので、交通量が増えたうえで将来の予 測値がどうなっているかというところが、表の項目のbに示している数字になっております。 そして、予測値から現況値を引いた数字について、項目のb-aのところで示しておりまして、 これが沿道1だと平日の昼間は1デシベル増加、土曜日の昼間は変更なし、沿道2について は平日の昼間はプラス2デシベル、土曜日の昼間はプラス1デシベル、沿道の3は平日の昼 間がプラス1デシベル、土曜日の昼間がプラス2デシベルということで、若干現況値を上回 るということがございますが、環境基準との比較において、その環境基準を超えるようなこ とはないという予測結果になっております。これを計算するに当たって、もとになった交通 量の調査結果は準備書の582ページに示しております。調査方法が平成22年度の全国道路・ 街路交通情勢調査、一般的に道路交通センサスと言われるものなんですけども、それに準拠 して、調査地点の方向別、車種別で交通量を調査しております。その結果は 582 ページに示 しております。今まで、工事用関係車両の騒音について話をさせていただきましたが、振動 についてはどうなんだということで、振動についてはちょっとページがとぶんですけども、 準備書の776ページに記載しております。調査を行った日程及び地点は、先ほどの沿道の騒 音と全く同じ、また、調査期間も全く同じで、予測につきましては、776ページにお示しし たとおりです。予測の対象時期につきましては、準備書の772ページに記載しておりますが、 ここでいう予測対象時期というのは、工事計画で最も工事用車両が走る時期、すなわち、コ ンクリート打設時のコンクリートミキサー車を含む工事関係車両の走行台数が最大となる 時期としております。走行台数について、ここに等価交通量という記載がありますが、欄外 の説明にありますように、等価交通量というのは、大型車の方が振動が大きいということを

勘案いたしまして、大型車 1 台が走ったら小型車 13 台が走るというように換算した交通量 で予測しております。予測手法につきましては、この772ページに書いている道路環境影響 評価の技術手法、国交省の国土技術政策総合研究所というところと独立行政法人土木研究所 が平成 25 年に作ったものがありまして、これに基づいて時間率振動レベルというものを予 測しております。工事関係車両による振動の予測手順は、次の 773 ページに掲載しておりま す。まずは道路条件を設定し、交通量の条件、先ほどご説明したように工事用車両は換算し、 それに伝搬計算をして、実際の現況の時間率振動レベルの数字を持ってきて、地域特性等を 考慮した補正を行ったうえで予測値を計算しておりまして、計算式については準備書の773、 774ページにお示ししているとおりです。予測に用いた条件として、車種別の交通量及び走 行速度を、775ページに載せております。776ページにあるのが、説明資料の14ページにも お示ししている予測結果でございます。実測値ですが、予測地点は先ほど騒音のところで説 明させていただいた、沿道1として三百瀬、沿道2というのが宇井苔、沿道3というのが美 山です。そこで平日と土曜日に振動を調査した結果ですが、まず三百瀬での実測値は平日の 昼間が31デシベル、夜間は34、土曜日の昼間は30、夜間が32、これに対して将来の予測値 が平日の昼間が32、夜間34、土曜日の昼間が32、夜間が33ということで、三百瀬につきま しては、工事関係車両が走行しますと、平日の夜間は変わらないんですが、それ以外の時間 帯では1デシベルから2デシベル上がるという予測になっております。ただし、要請限度の 60 デシベル、65 デシベルと比べますと、十分要請限度を満足している数字でございます。続 きまして沿道 2、こちらは 424 号の宇井苔の集会場のところなんですけども、実測値は平日 の昼間と土曜日の夜間は25未満、平日の夜間が33、土曜日が25、それに対して予測値が25 未満から 33 ということで、平日の夜間は増えないんですけども、それ以外の時間帯におい ては1デシベルから3デシベル増加するという予測結果になっております。これにつきまし ては、先ほどの要請限度と比較したら、十分満足できているという結果でございます。沿道 3の美山なんですけども、美山の実測値は平日の夜間は 27 デシベルあるんですけども、土曜 日の昼、夜、平日の昼は25未満、これに対して将来予測値なんですが、25未満から27とい うことで、数字上は変わっていないんですけども、実際計算するときは 25 未満でも数字を 入れておりまして、それによる増分を計算しますと、平日の昼間はプラス3デシベル、土曜 日の昼間はプラス4デシベル、平日の夜間はプラス1デシベルという形になっています。説 明資料では数字を 25 未満というふうに書いておりますが、準備書の 776 ページには、実際 の数字を入れて記載しております。続きまして配布資料の15ページ、これは補足で、測定方 法の内容なんですけども、道路沿道騒音と交通量調査の測定方法などを一応まとめておりま す。これを書いているのはどこかというページ数も入れております。次の 16 ページなんで すけども、16ページは予測手法と予測式、これをどこに書いてあるかというのを、ここに入 れております。まず入れているのは、今説明した沿道騒音と、あと⑤の道路交通振動という ところが該当します。あと、17ページで、これはちょっと蛇足かもしれないんですけども、 等価騒音レベルや、時間率振動レベルというのはこんなものですよというような用語の説明 を、補足として入れております。今ちょっと、時間率振動レベルというのが出てきましたけ ども、時間率振動レベルは測定期間中に一定であるとは限らないので、測定期間中に振動が あるレベル以上になる時間が X パーセントである場合に、そのレベルを X パーセント時間率 振動レベルといいまして、 先ほど L10 というのが出てきてますけども、 80 パーセントレンジ 上端値として、評価に使われるのは L10 というふうな説明の記載をしております。続きまし て 18 ページ、今度は環境の騒音・振動・超低周波音です。今までは沿道、道路の話をしてき たわけですが、今度は人が実際に住んでいる集落についてどうなんだというところを示して おります。準備書の 584 ページをご覧いただきますと、環境騒音を測定した、7 地点を掲載 しております。設定としては、風力発電機に近いところの集落ということで、例えばこの南 側の環境4という地点、これは弥谷なんですけども、これが現在計画中の(仮称)中紀第二 ウィンドファームの風車の位置から 2km、今回の事業の 1 号機から 3.3km という地点です。 当初は、環境騒音の測定地点、方法書時点では5地点ということで審査いただいたんですけ ども、その後、色んなところから、もうちょっと近いところがあるんじゃないかとか、騒音 の測定の頻度もちょっと考えて欲しいというような意見が出ましたので、当初予定しており ました5地点に2地点を加えまして、環境6、環境7という地点を追加して測定をしており ます。環境の6というのが、この事業の5号機から約2kmのところの地点を選んでおります。 また環境7、こちらは最もこの事業地から近い地区でして、ここが10号機から約1.3kmの地 点、日高川町のかなり北のほうの地点でございます。この地図に紫色で示されているのが可 視領域図といいまして、景観でもよく出てくるんですけども、やっぱりどうしても風車が見 えますと、なんとなく音がしているのかなということで、大きく聞こえたりとかするような こともございますので、可視領域というのを紫色で示しております。ただ、この可視領域図 なんですけども、樹木や建物によって遮蔽されるということは全く考えておりません。地形、 高低差だけで、その範囲を示しておりますので、 実際に風車が見える範囲というのは、この 紫色の範囲よりも狭くなるということは、ご了解いただきたいところでございます。説明資 料の 19 ページなんですが、これは例なんですけども、実際の騒音計と低周波音計の写真を 示しております。一般的な環境における調査の状況の把握ということで、先ほどは沿道だっ たんですけども、今度は人が住んでいる家の近くというところで調査を行っております。調 査地点なんですが、準備書の8章の480~490ページに示しておりまして、482ページを見て いただきますと、先ほどお話させていただいた、5地点から2地点追加して7地点としたと いうのを、太字で示しております。予測ももちろん、その2地点が増えましたので、2地点 追加ということで示しております。次めくっていただいて、484ページも、調査地点は7地 点ということで記載しております。あと、風況観測塔は、ここの先ほどの地図にもありまし たけども、当初は2カ所あって、東側にも風況観測塔があったんですが、1地点は十分風況 観測のデータが取れたということで、令和4年の12月に撤去しておりますので、令和5年2 月にこの冬季の環境騒音の測定をしたときには、この風況観測塔は動いていなかったという ことでございます。続きまして準備書の 486 ページに、調査した期間を書いております。表 の5番目の項目のところに、調査期間等を記載しておりまして、現地調査を4期行っており ます。当初、方法書時点では、(仮称)中紀第二ウィンドファームの例を参考にして、2 期 と記載していたんですけども、各所から色々意見があって、住民説明会でも意見があったこ とから、4季に変更して実施しました。春季に関しては、令和4年4月4日の14時から4月 8日の 14 時、ただし、環境 5、これは川合なんですけども、4 月 4 日の 12 時から 8 日の 12 時ということで実施しております。夏季が令和4年の7月19日から7月23日、秋季は同じ く 11 月 8 日から 11 月 12 日、冬季は令和 5 年になってから、2 月 14 日 から 2 月 18 日とい うことで、全ての地点で 72 時間以上の測定となるように調査をしております。次に、説明資

料に戻って 19 ページですね、このように現地調査をやった結果に、まず建設工事中の予測 を行って、その次に実際風車が回り出したときの予測、それぞれの増加分を予測しまして、 指針値等に比べて予測値がどうなるかということで、予測評価を行っております。まず最初 に、建設機械の稼働ということで、説明資料では 20 ページ、準備書では 630 ページになり ます。これを求めるのに使った色々なファクターなんですけども、予測手法としては625ペ ージに記載しております。建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、建設機械の配置、騒音レベ ル等を設定し、一般社団法人日本音響学会が提案しています建設工事騒音の予測計算モデル というものにより、等価騒音レベルを予測しております。等価騒音レベルという用語がちょ っと出てきましたので、説明資料の 17 ページに戻っていただいて、等価騒音レベルという のは、測定期間中に変動する騒音レベルを平均化したもので、ある測定期間内というのは、 時間とともに川の流れが変わったりなど騒音レベルが変動することがありますので、そうい う騒音レベルの多数の測定値が得られたときに、変動のない一定の騒音レベルがずっと続い たとしたらどれくらいになるかというのを計算したのが、等価騒音レベルというものでござ います。予測の手順については、準備書の626ページ、まず建設機械の種類とか、台数とか、 どこで動くんだとか、その機械の発生騒音レベルはどれくらいかというのを、実際の予測伝 搬計算から、距離減衰でどうなるか、回折減衰についてどうなるかという補正をまずして、 建設機械からの実効騒音レベルを求めます。それに建設機械の稼働時間を入れまして、建設 機械からの等価騒音レベルを求めます。それと現況の騒音レベルを合成して、工事中の等価 騒音レベルがどういうふうになるかという手順によって予測をしております。予測計算は 626 ページに書いたとおりです。予測の条件は 627 ページに記載しておりまして、建設機械 の騒音の諸元として、コンクリート工ではこんなものだと、組立工事のときのトラッククレ ーンは 1, 200t なら 108 デシベル、トラッククレーンの 220t なら 103 デシベル、トラックク レーンの 70t なら 98 デシベルというような諸元により計算しております。また、建設機械 はずっと同じ場所で稼働するわけではございませんので、準備書の628ページに書いており ますが、基礎工事(土砂掘削)を最初、5号機、6号機から始めて、両側に広げていくという ような方法でやっていくと。基礎工事(掘削部法面整形)も5号機、6号機から始めて両側 に広げていって、最後が11号機です。コンクリート打設は最初3号機、6号機から始めて両 側に広げていくというようなことでやっていくと。実際の風車組立は、1 号機から順番に東 に向かってやっていくというところでございます。予測結果なんですけども、建設機械の稼 働による騒音の寄与値というのを、準備書の 629 ページに書いております。それで、最も建 設機械の騒音の寄与値が大きくなるのが、環境1においては31ヶ月目、32ヶ月目で36デシ ベル、環境 2 については 31 ヶ月目、環境 3、環境 4 については 28 ヶ月目から 30 ヶ月目、環 境 5 は 33 ヶ月から 36 ヶ月が 31 デシベルで最も高いと。環境 6 では 30 ヶ月目が一番高く、 環境 7、これは、最も近い、10 号機に近いところですけども、これが 35 ヶ月目、36 ヶ月目 で最も寄与値が高いのが 38 デシベルという結果を得ました。現況値と予測結果を準備書の 630 ページに示しております。説明資料では 20 ページです。現況値が、環境 1 では 45、環 境 2 は 42、環境 3 は 41、環境 4 は 51、環境 5 は 41、環境 6 は 38、環境 7 は 43、これに対 して寄与値は先ほど述べました数字で、629ページに載っている寄与値を合成いたしまして、 予測値としています。環境1につきましては1デシベルのプラス、環境2から環境5につい ては変化なし、環境 6 については現況の 38 に対してプラス 2 デシベル、環境 7 については

現況の 43 に対してプラス 1 デシベルなんですが、これを環境基準と比較しますと、全て環 境基準以下、十分低い値であるというところでございます。準備書の631ページには、工事 31 か月目の騒音の寄与値のコンター図を載せております。 やっぱり工事が行われている風車 のところが最も高くなって、その周りにずっと広がっているというところでございます。隣 の 632 ページ、工事が東側に移って 9 号機、10 号機あたりをやっているときなんですけど も、これが環境7への影響が最も大きくなる時期ということで、コンター図を示しておりま す。次に説明資料の21ページ、先ほどは建設機械の稼働だったんですけども、今度は、風車 が動き出したらどうなるというところでございます。風車が動き出したときの予測なんです けども、これは準備書の634ページに記載しております、予測手法の予測手順というところ になります。まず施設の稼働条件の設定をし、今の環境 1 から環境 7 の予測地点に対して、 施設が稼働した、すなわち 11 箇所の風車が回ったとして、その 11 箇所の風車の発生騒音レ ベル、これはメーカーから発生騒音レベルのメーカー値を頂きまして、それを合わせて、音 の伝搬特性を踏まえまして、現況値と風車が回ったときの騒音レベルの合成値を計算して、 施設の稼働に伴う予測値を算出しております。計算式については、準備書の 635、636 ページ に書いたとおりです。各予測条件における減衰係数の計算結果を636ページに載せておりま す。減衰の算出については、637ページと638ページ、予測条件としての風力発電機の仕様 につきましては 639 ページで、ハブ高さ風速別の A 特性のパワーレベルと、周波数別の定格 稼働時の A 特性音響パワーレベルを 639 ページに示しております。これらのパラメータを全 部入れたところで、風車の騒音についての予測を行ったというところでございます。その結 果については、説明資料の21ページになりますが、環境1から環境7、4季の各時期にこの Dream Windの風車が11基動いたとして、どんな影響になるのかというのを示しております。 これに関して、春季におきましては、この事業の風車が回ったところでの増分については環 境1から環境7の各地点ともゼロ、夏に関してもゼロと。秋に関してもゼロで、冬も全く変 わらなかったというような結果となっております。これの詳細は、準備書の 654~656 ペー ジ、施設の稼働に伴う将来の騒音の予測結果について記載しております。この表の中に、残 **留騒音プラス5デシベルというのがありますが、これは指針値でして、この指針値とは以下** のとおりであるというのが 654 ページの下の注 3 に書いております。残留騒音プラス 5 デシ ベルというのが基本なんですけども、下限値の値が35デシベル、すなわち残留騒音が30デ シベル未満のときは下限値は 35 デシベルまで、残留騒音が 30 デシベル以上 35 デシベル未 満の場合は下限値は 40 デシベルまでにしなさいというような指針値がございまして、その 指針値と比較したところ、全ての調査地点において、その指針値を満足する予測結果である ということでございます。続きまして、累積的影響ということで、今の予測は、実際に今動 いている中紀ウィンドファームの影響を抜いて、(仮称)中紀第二ウィンドファームも動い てないという条件で計算しておりますが、中紀ウィンドファーム、(仮称)中紀第二ウィン ドファーム、そして Dream Wind の 3 事業が全部動いたらどうなるんだということで、累積 的影響として調査、予測をさせていただきました。その結果が 672~674 ページに示してお りまして、その前の 668~671 ページには、風力発電所の定格運転時に、3 事業が全部動いた ときの騒音の寄与値の結果のコンター図をそれぞれ示しております。まず 668 ページでは、 この Dream Wind だけの影響はどうなんだということで、コンター図を作っております。669 ページには、中紀ウィンドファームが動いた影響を示しております。670ページには、(仮 称)中紀第二ウィンドファームが動いたときの寄与値を示しております。そして 671 ページ には、3 事業が全部動いたらこのような寄与値になるということで、各調査地点の位置と併 せてコンター図を示しております。3事業全部動いたとしての具体的な予測結果については、 説明資料の 22 ページ、準備書では 672~674 ページに書いているとおりでございます。それ によりますと、春季では環境4はプラス1デシベル、夏は全然変化がないと。秋に関しては、 環境4と環境6において1デシベルプラス、冬に関しては環境3と環境4について夜間にプ ラス1デシベルという予測結果になっております。続きまして、超低周波音の方に移ります。 超低周波音も、基本的に調査したのは騒音と同時ですので、675 ページに記載している現況 の調査、これは先ほど騒音のとき説明した日と同じ日にやっております。その結果は、準備 書の 677 ページから記載しておりまして、超低周波音の予測に関しては、726 ページです。 基本的には先ほどの騒音と似たようなやり方なんですが、伝搬計算のところで、点音源の距 離減衰式というのを使っております。それに現況値を入れまして、伝搬計算値と合成しまし て、超低周波音の予測値を算出しているということでございます。計算式は 727 ページに書 いております。また、予測条件、風力発電施設の仕様とパワーレベルについても 727 ページ に記載しておりまして、音源の周波数特性については728ページに記載しております。まず、 風力発電施設から発生する寄与値ということで、728 ページに書いておりますが、729 ペー ジには、風力発電施設から発生する G 特性音圧レベルの予測結果ということで、コンター図 を示しております。これによりますと、環境1と環境7は、やっぱり近いだけのことはあっ て、ちょっと高いほうのレベルのコンターに入っており、その他の5地点はその次のレベル、 65 から 65 デシベルというレベルに入っております。そして、計算した結果がどうだという ことで、説明資料の 23 ページにお示ししておりますが、これは準備書の 731、732 ページに 載っている表をまとめたもので、本事業の DreamWind だけが動いたときの影響ということで 示しております。これによりますと、現況値に比べて、予測値というのはだいぶ上がるとこ ろが多いという結果にはなっておりますが、例えば、人が超低周波音を感じる最小音圧レベ ルというのが100 デシベルというふうなことがございまして、それと比較すると、現況も予 測値もその 100 デシベルよりも低いレベルだということが言えるということでございます。 そして、先ほどの騒音のときと同じく、Dream Wind だけが動いたときの予測とともに、3事 業動いたらどうなるんだというような、累積的影響を併せて予測しております。準備書の747 ~750 ページにコンター図を載せておりますが、最初に、本事業からの影響のコンター図が 747ページ、続きまして中紀ウィンドファームの稼働による影響のコンター図が748ページ、 続きまして(仮称)中紀第二ウィンドファーム、これはまだ計画中なんですけども、これが 動いたときのコンター図が 749 ページです。じゃあ3事業全部動いたらどうなるんだという のが、750ページにあるコンター図で示しておりますが、実際の計算した結果につきまして は、説明資料の 24 ページに示しておりまして、これは準備書の 752 ページと 753 ページに 示している予測結果をまとめたものとなっております。これによりますと、3 事業動きます と、結構増加分というのがあるんですけども、いずれにせよ、人が超低周波音を感じる最小 音圧レベルである 100 デシベルという数字と比較しますと、全ての予測地点、及び 4 季全て の時期について、その 100 デシベルを十分下回る予測結果であるということでございます。 それで、この騒音に対して、環境保全措置というのがやっぱり大事ですので、色々環境保全 措置をとるということでございます。建設機械が稼働するとか、施設が稼働するとかいうこ

とにおいて、色々環境保全措置をとらないといけないということでございまして、例えば準 備書の744ページを見ていただきますと、超低周波音の影響を低減するための環境保全措置 として、風力発電施設の配置について、対象事業実施区域内で可能な限り住宅から離隔をと るということと、あと風力発電施設の適切な点検整備を実施して性能維持に努め、超低周波 音の原因となる異常振動等の発生を低減するというような環境保全措置を計画しておりま す。環境保全措置を十分実施することで、本事業においては、風車設置位置から近い住宅で も、先ほどの環境7の地点では 1.3km という離隔をとれるような配置計画にすることによっ て、環境保全措置になっているというふうに判断しております。また、それによって、国ま たは地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討ということに関して、例えば、超低 周波音では基準は定められていないんですけども、施設の稼働に伴う将来の G 特性音圧レベ ルは、各季節を通じて、対象事業実施区域周囲の予測地点において60~77デシベルで、いず れの予測地点も ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100 デシベ ルを下回るということで、全ての予測地点で環境保全の基準等との整合が図られているもの と評価しております。騒音・振動・超低周波音の、沿道及び環境の予測等について、簡単で はございますが、以上のとおりです。続いて、審査会資料2の方の騒音のところの説明をい たします。審査会資料2のところの騒音の部分で、「準備書の576ページ、環境騒音の測定 方法について、JIS との記載だけでは分からないから、情報を提出してほしい。」というこ とで、使用した機材の型番等、全ての記載と書いておりますけども、型番等については、A4 横の別表1枚で、皆さんにお配りしております。基本的には、ソーテックの機械ですね、冬 期についてはリオンの機械ということで使っております。機材の校正証明書なんですけども、 これは別添資料1(2)で、4季分、校正証明書を付けております。音圧校正等、どんな機材を 使ったのかに関しては、別添資料 1(3)で示しております。また、測定中は毎日 2 回現場で点 検しておりまして、騒音計の表示レベルを確認して、異常な数値が出てないかどうかという のを点検者が確認し、測定後についてもキャリブレーターによる騒音指示内容の確認をして おります。測定時間の設定なんですけども、ここに書いておりますとおり、風力発電施設か ら発生する騒音測定マニュアルに従って、T は 10 分間としております。実際には騒音計のス トア機能がありますので、0.1 秒間隔で瞬時値というのがずっと記録されております。その 騒音計の記録計の部分を持って帰ったときに、10 分間の 6, 000 サンプルから統計値を計算し まして、1時間につき6個の10分値の値を得ております。続きまして、「風況観測塔の高さ 等の情報と、ハブ高さにおける風速の測定方法について」なんですけども、風況観測塔につ きましては、地上30m、50m、58mに風速計が取り付けられております。 風力発電施設から発 生する騒音等測定マニュアルに従い、地上 30m 及び 50m の 10 分間平均風速から、高さの異 なる 2 地点で同時測定した風速、これが別添資料 2 に記載した計算式で U1 と U2 ですね、こ の計算式でハブ高さにおける風速を算出しております。続きまして、「準備書の図の 10.1.1.1-5(1)のハブ高さの風速と騒音レベルのグラフの読み方」なんですけども、丸いプロ ットが各測定値の 10 分間ごとの L90 プラス 2 デシベルを示しているというところでござい ます。次に、追加質問の11番目ですが、「「風力発電施設から発生する騒音に関する指針に ついて」に、低周波音と健康被害については明らかな関連を示す知見は確認できずとあるが、 実際に影響を訴える人が存在するのも事実で、風車の低周波音による健康被害がないという 結論も得られていないと考えられる。準備書に対する住民意見と事業者見解の中で、事業者

見解として影響は軽微であるとの記載があるから、事業者としても影響があるという認識は あると思うが、改めて認識について伺いたい。」とのご意見です。これに対して、事業者の 見解として、超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針につい て」では、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは、20Hz 以下の超低周波音 については人間の知覚域値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分 の騒音の卓越は見られない。これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電 施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、 風力発電施設から発生する超低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確 認できない。」とあります。実際、本事業にて風力発電施設から発生する超低周波音につい ても、ISO-7196に示されている人間の知覚域値を下回る予測結果となっております。しかし ながら、万が一風力発電機の稼働により、騒音、超低周波音による健康被害の申し出があっ た場合には、関係者と協議の上、必要な対応を検討していきます。また、影響が軽微である との記載については、希少猛禽類に対する知見に対する回答を述べたものです。猛禽類と工 事中の騒音に係る既存知見では、「発破時に首をすくめて驚く仕草を見せることがあるが、 それ以外はほとんど気にしている様子はなく、工事への影響は少ない」と報告されているこ とから、そのように評価しております。続いて、追加質問の 12 番、「騒音に関する計算式 で、基本的にデシベルなんだから、デシベルの中に次元があったらおかしいのではないか。」 というようなご指摘なんですけども、この計算式は日本音響学会の 70 巻 4 号の 161 ページ に示されている式で、NT/Tというのは、1時間あたりの表示から1秒あたりの表示に換算す るだけのことで、単に3600で割っているだけということでございます。対数の中は、基本的 にご指摘のとおり無次元です。この式の中には、1 秒あたりの通行台数が入っていますけれ ども、デシベルの計算というのは、よく、基準というのがありまして、その基準の通行台数 が1秒あたり1台で割っているということで無次元になるということでございます。音圧レ ベルなど、デシベルの計算というのは対数を使って定義されていることもありますので、対 数を使わずに、例えば 10 の 5 乗パスカルとかそういう書き方をするよりは、対数の方が分 かりやすいんじゃないかというふうに考えております。騒音の音圧レベルをパスカルで表示 するのは、例えば、10 デシベルが大体 20 マイクロパスカルで、20 パスカルっていうのが、 人が一番わーっとうるさいと感じるようなレベルなんですけども、デシベルの基準が 20 マ イクロパスカル、人間が聞こえる最小範囲なので、20 マイクロパスカルであれば 10 デシベ ル、20 パスカルなら 120 デシベルとなり、100 万倍のパワーレベルを 3 桁までの数字で表せ るために比較がしやすく、また、人間の音の聞こえ方が対数的であるということで、一般的 に騒音の単位としてデシベルが使われているということから、デシベルを使った計算式をお 示しさせていただきたいというふうに判断しております。補足説明については以上です。続 きまして、説明資料の25ページ以降、これはもう前回説明させていただいたところで、準備 書のページ数を記載したということでございます。水質につきまして、調査地点は493~495 ページに記載しておりますが、平水時4季1回と、降雨時調査を、1降雨時に複数回行った ということでございます。水質の予測については、工事期間中に設置する沈砂枡からの濁水 到達距離と河川との距離を比較して、沈砂枡からの排水が河川に行くまでにちゃんと浸透す るかどうかというのを確認して予測しております。水質調査地点は、496ページに書いてい るとおり6地点です。次に説明資料の29ページ、準備書は792ページですけども、林地の

傾斜と濁水到達距離の関係ということで、予測に使った式を記載しております。前回も説明 したとおり、緑の線がトリンブルの提唱した式で、その下に茶色い点がついているのは、岐 阜県森林研究所が平成 25 年に調査を行った結果をプロットしたものとなっております。そ の結果、ほとんどの調査結果が、このトリンブルの緑の線よりも下へいくから、トリンブル の式で予測しておけば、河川からどのくらいの離隔がとれれば、ちゃんと林地浸透するかと いうのは、この予測式を使えばいいであろうという説明でございます。そして、実際予測し た結果については、説明資料では31ページ、32ページに表として載せているんですけども、 基本的にこれだけだとちょっとイメージがつかないということがございまして、30 ページ に、実際、8 号機、9 号機、10 号機、11 号機から谷筋を通っていったらどこにいくか、紫の 線で沈砂枡から浸透するまでの距離を示しています。これによりますと、各沈砂枡とも、河 川にいくまでにちゃんと土壌浸透が可能であるという結果になっております。次に 33 ペー ジの地形および地質なんですけども、これは和歌山県の環境部局の方に、レッドデータブッ クの白馬山脈の設定根拠は何ですかと聞きに行って、生活環境の場からの白馬山脈の地形の 観察という観点から設定していますので、それであれば、生活環境の場からの白馬山脈の地 形の観察に与える影響を予測、評価すればいいだろうということで、これは全く景観と同じ 項目、予測、評価になりますので、景観で説明をするということで。じゃあ、尾根付近の地 形はどうなっているんだということで、赤色立体図の判読と現地確認を実施しております。 赤色立体図につきましては、説明資料の 34 ページ、準備書では 814~828 ページで、地理院 地図なんかでは、25m メッシュとか、そういうちょっと粗い赤色立体図が出ているんですけ ども、今回の予測に関しては、アジア航測さんから赤色立体図を購入しまして、1m メッシュ データで使用した図を掲載して予測したということで、予測結果についてのまとめを説明資 料の35ページに掲載しています。ここで、7号機は平らな部分があるという記述になってい ますけども、これは、現在貯木場になっているところなので、ちょっと平らなんだというこ とでございます。続きまして風車の影、準備書では 501 ページなんですけども、調査内容と しては準備書の501ページにあるとおりで、対象事業実施区域及びその周囲において、土地 利用の状況や地形の状況を把握して、予測内容については風力発電機の羽根の影のちらつき が住宅にかかる影響がどんなものかというのを調査しています。その調査結果なんですけど も、準備書では833~838ページにお示ししております。予測結果としては、本事業の実施に おいて、この風車の影がかかる可能性のある範囲に、配慮が特に必要な場所とか住宅が確認 されなかったという結果になっております。その基準として何を使ったのかということでご ざいますが、これに関しては参照指針値というのを説明資料の 37 ページに載せております が、実際の気象条件を考慮しない場合に、風車の影がかかる時間が年間30時間または1日 30 分を超えないことだということになっております。それで、年間の等時間日影図というの が準備書の834ページ、そして1日最大の等時間日影図というのが835ページで、冬至で何 分ぐらい遮蔽されるかというのを 836 ページ、また夏至についても同様に 837 ページに載せ ております。そして、この風車の影がかかる時間が年間 30 時間というコンターが 834 ペー ジの緑色部分なんですけども、この緑色の範囲やオレンジとか赤の範囲のところに住宅地は ないということでございます。続きまして、動物・植物・生態系なんですが、調査地点につ きまして、まず希少猛禽類の調査地点、これは準備書の 505 ページ、508 ページ、この辺り は準備書の8章なんですけども、あと519ページに載せております。定点観測調査として、

St1 から St27 ということで、27 地点を設定していますけども、実際のところは毎回全地点 やっているわけじゃなくて、各回6地点でやっております。調査期間については、方法書の ときは2営巣期というふうに考えていたんですが、審査会からの意見を受けまして、2年間 ということで実施させていただきました。実施期間ですけども、各月1回3日程度、希少猛 禽類の定点調査を行っております。渡り鳥につきましては、定点観測地点を説明資料の40ペ ージに載せておりますが、定点調査として11地点、調査期間としては、渡りがある時期です ので、3~5月と、9~11月、各月に1回3日程度の調査を行いました。調査地点数について は11地点ですが、毎回11地点やるわけじゃなくて、各回3地点ぐらい実施したということ でございます。次に、動物、植物の調査予測の内容として、説明資料では41ページ、準備書 では 503~537 ページで、まずは動物の生息状況の把握ということで調査をしています。哺 乳類の直接観察や捕獲調査は4季、ヤマネの巣箱調査というのは、巣箱を置きまして、ヤマ ネが入るかどうかというのを見るんですけれども、それが5~10月の間、コウモリ類につい ては5~10月の間、鳥類については、先ほど申し上げたように任意観察が4季、渡り鳥が春 季・秋季、猛禽類の定点観察は2年間、爬虫類の直接観察は3季、両生類の直接観察は4季、 昆虫類の任意採取は3季、陸産貝類、これは新しいレッドデータブックが出ましたので、そ れに対応するためにということで2季、魚類は、通常捕獲調査と目視観察をやるんですけれ ども、さらに精度を上げるために環境 DNA 調査を春季と夏季に行ったというところでござい ます。底生動物というのは、川の石をひっくり返して、採集する調査を実施したということ でございます。植物なんですけれども、準備書では 503~537 ページに示しています。植物 相、植物については、直接観察法ということで3季、植生についてはコドラート調査を2季、 菌類を新しいレッドデータブックの対応のために3季、目視観察を行ったということでござ います。予測内容、これも前回と同じなんですけれども、鳥類の風力発電機への衝突の可能 性に関しては、環境省から出ている「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引 き」に基づいて定量的な予測を行っております。調査結果ですが、説明資料の43ページに、 動物、植物の確認の結果を示しています。哺乳類については、準備書の 985~986 ページに記 載しております。鳥類については、準備書の 995~1015 ページと、1018~1026 ページに調査 結果を記載しております。爬虫類については、重要な種がなかったということで特に記載し ておりません。両生類につきましては、準備書の 1065~1067 ページに記載しております。 昆 虫類につきましては準備書の 1070 ページ、陸産貝類については 1073 ページに記載しており ます。魚類なんですが、捕獲調査については 1075 ページで、環境 DNA に関しては、1078 ペ ージに調査結果を示しております。なお、これらの内容なんですけども、縦覧版の図書には、 生息域の保全の観点から、位置情報について、例えば 1075 ページとか 1078 ページの図は、 申し訳ないですけどもお示しできないということで、白塗りにしております。底生生物につ いても、1080ページに載っておりますが、同じく位置情報については公開版の図書には載せ ておりません。主な重要種として、こんなのがいますよという写真を、説明資料の 45 ページ に載せております。生態系の予測の内容ということで、準備書では 538~551 ページに載せ ております。調査内容については、生態系の注目種の生育環境ということで、その注目種の 生息数とか餌の量なんかを調査しております。調査項目として、注目種の上位種としては猛 禽類であるクマタカ、典型種としてはスズメ目のカラ類、それらの生息状況及びその餌資源 ですね、クマタカでしたら小型の哺乳類、スズメ目でしたら昆虫類というような調査をして

おります。調査は4季に行っております。予測内容については、事業により生息環境がどう なるかということを予測しておりまして、評価については後ほど述べさせていただきます。 それで、生態系の解析結果なんですけども、準備書では 1332~1333 ページ、説明資料では 47ページに示しておりますが、まずクマタカについては、このように営巣適地及び採餌環境 について予測しています。クマタカの営巣適地の推定なんですけども、潜在的な営巣適地の 面的な推定を、準備書の1335ページに示しております。結果として、点数の高いエリアは、 対象事業実施区域の西側、すなわちこの図でいきますとオレンジ色のところが点数が高いと。 対象事業実施区域の西側にある谷とか北側にある谷、あとは南東部、南西部に沿った谷、要 するに谷に沿って断続的に分布しているという結果になっております。採餌環境の推定につ いては、採餌環境の好適性を調べました結果、採餌に最も影響を与えているだろうという環 境要因は植物群落で、伐採跡地群落(Ⅶ)において最も頻度が高まることを確認したという ことでございます。また、採餌環境好適性区分の分布というのが出ておりまして、クマタカ の確認位置は1337ページ、クマタカの繁殖期の確認位置が1338ページ、非繁殖期の確認位 置が 1339 ページに載っております。ただし、これらについても、縦覧版の図書には白塗りと して、お示しできないというところはご了解ください。餌資源量の推定なんですけども、環 境類型区分ごとに色々と推定しております。例えばノウサギの餌資源の分布状況というのは、 1345ページで、ヤマドリの分布状況というのは1347ページに書いております。ヘビ類は1350 ページに載せております。餌資源量の推定について、環境類型区分ごとに推定したところ、 事業実施後の餌資源量は、調査範囲に生息するクマタカの必要餌資源量を上回っているもの と推定しております。今までがクマタカなんですが、続いて典型種として選定したカラ類に ついてです。生息環境として、カラ類の生息状況の調査位置ということで、準備書の 1356 ペ ージに載せております。カラ類の餌資源量の調査位置としては 1358 ページに載せておりま す。カラ類の好適性の生息環境の推定ということで、春季の結果を準備書の 1362 ページに 記載しております。夏季については 1363 ページ、秋季については 1364 ページ、冬季につい ては 1365 ページに示したとおりです。個体数を環境類型区分ごとに推定したところ、カラ 類の個体数は、繁殖期の前半の春季において、広葉樹林で8.75個体、植林地で7.89個体等 の合計 17.89 個体になるだろうと。要するに、変化率は 0.76 パーセントだというふうに推 定しています。餌資源量についても、餌資源量の推定量を環境類型区分ごとに推定したとこ ろ、事業実施によるカラ類の餌資源量の変化は1パーセント以下だろうということです。餌 資源量の影響について、クマタカについては準備書の 1373 ページ、カラ類の餌資源量への 影響については 1377 ページに載せています。総合考察としては、準備書の 1377 ページに書 いたとおりで、カラ類については、生息環境や餌資源の観点から、事業による影響の程度と いうのは、一部の好適な環境は減少するものの、事業の実施による影響が及ばない好適な環 境が周囲に存在していること、また、カラ類の個体数の推定変化率は、4季で 0.59 から 0.81 パーセントと小さいことから、生息環境は維持されるものと判断しております。また、餌資 源量についても、変化量が 0.70 から 0.94 と小さく、周囲に餌場となり得る環境が存在して いるので、餌資源量に関しても維持されるものと考えております。風力発電機の搬入路の設 置に伴う樹木の伐採、切土量の削減に努めることで、改変面積を必要最小限に留める等の環 境保全措置を講じることにより、カラ類の生息環境及び餌資源量への影響は低減できるもの と判断しております。クマタカの予測に関しては、事業実施によって消失する好適な生息環

境は少なく、事業実施による影響が及ばない周辺に好適な生息環境は存在し、餌資源量も変 化率 0.26 パーセントと比較的小さいと。ブレード接触については、風力発電機周辺が開け た空間となっておりまして、迂回が可能な空間が確保されているということで、事業実施に よる影響は小さいと予測しております。評価としては、実行可能な範囲内で、将来の環境影 響の低減を図れるものと評価しております。なお、鳥類及びコウモリ類のブレード等の接触 予測というのはどうしても不確実性を伴います。また、移植する植物については、定着の確 認もしないといけないことから、コウモリ類なんかのバットストライクと、希少な植物を移 植することに対しての事後調査を実施する予定です。続きまして景観、先ほどちょっと前に 地形地質の話をしましたけども、景観については地形地質と併せて話をさせていただきます。 景観については基本的に現地の写真を撮りに行って、ここには主な眺望点からの眺めという ふうに書いていますけども、地形地質の場合は生活環境の場です。本事業においては、有田 川町に重要文化的な景観保全の地域もございますので、主要な眺望点と生活環境の場から写 真撮影をして、風車が建ったらどうなるというのを、合成写真、フォトモンタージュという んですけども、それによって判断するということにしております。調査地点なんですが、こ れは説明資料の53ページに載せているとおりです。先ほどもちょっと説明をしましたけど も、地形の影響を考慮しない場合、現在の 11 基が建ったときにどこから見えるんだという ところで、地形を考慮しない場合に見える範囲というのを、紫色の範囲で示しております。 景観の調査をしたのはこの図にあります14地点です。また、地形地質なんですが、生活環境 の場からということなので、一般の生活環境の場とはちょっと考えられないような、生石高 原展望台とか矢筈岳とか護摩壇の展望台を抜いた11地点での予測としております。ただし、 予測は景観 14 地点、全部フォトモンタージュを作っておりまして、その結果を一番影響が 分かりやすいという時期、冬場の植物が枯れているところの写真を説明資料に載せておりま す。そして、準備書の資料編なんですけども、最後の方に、冬季も含めた、景観の4季分の 写真を載せております。これは、審査会で四季移ろう景色によってとか、葉の茂り方によっ て見え方が変わってくる可能性があるので、4季の実施が望ましいという意見がございまし たので、その意見を受けた結果として4季の調査を行ったというところでございます。調査 結果をまとめたのが説明資料の 54 ページで、風車が見えるという地点は生石高原展望台と 護摩壇山の展望台、そしてリフレッシュエリアみやまの里森林公園の展望台、矢筈岳で、こ の4地点は見えるということですが、その他の地点、蔵王権現社、あらぎ島、二川ダム湖と か、上初湯川とか川原河とか、その辺からは風車は見えないという結果の写真を載せており ます。やっぱりどうしても見えてしまうというのが生石高原なんですね。説明資料だと 55 ペ ージ、これは冬の写真なんですけども、どうしても生石高原の展望台からは、他の事業の風 車も見えているんですけども、見えるという結果になっております。生石高原の写真が2枚 載っておりまして、この蔵王権現社とかあらぎ島、これは有田川町で大事にされている景観 の地点ということで選定したんですが、あらぎ島と蔵王権現社は結構標高が高いので、ひょ っとしたら見えるかもしれないということで調査を行ったんですが、前の地形に遮蔽されま して、見えないという結果になっております。続きまして、4番の二川ダム湖も見えません し、しらまの里、424 号線沿いですけども、ここからも見えないと。続きまして、護摩壇山 の展望台、これはやっぱりどうしても標高が高いこともあって、小さいんですけども、見え てしまうと。なお、護摩壇山の展望台につきましては、冬季は閉鎖になってしまうので、冬

季の予測はしていないということでございます。従いまして、この説明資料には、秋季の分 の写真を載せております。続きまして椿山ダム、第一展望台からは見えない、ヤッホーポイ ントからも見えません。続きましてリフレッシュエリアみやまの里森林公園、これはちょっ と近いこともあって見えるという結果になっております。矢筈岳も標高が高いこともあって、 見えるという予測結果となっております。そして、説明資料の⑩番以降は、生活環境の場か らの景観の予測結果なんですけども、清水地区からは見えない、西原地区からも見えないと いう結果になっております。続いて有田川町の、風車に近い川合地区、これも前の地形に遮 られて見えないということでございます。そして川合地区の南側、これも見えないという結 果です。続きまして上初湯川地区、今度は日高川町の風車の南の方ですね、この上初湯川地 区の方からは、前の地形に遮蔽されて見えないと、北西側からも北側からも見えないという 結果になっております。あと、美山支所なんですけども、ここからはもうちょっと近いんで すけど、見えないという結果になっております。景観については以上です。続いて、人と自 然の触れ合い活動の場ということで、調査内容は、準備書の 557~561 ページに示しており ます。内容としては、文献資料とか、役場の担当されている課や担当の方に利用状況を聞い たううえで、実際その場所に行ってみて、利用状況を調査したということでございます。予 測内容としては、工事車両の走行によって、道路のアクセスとかそういうのに影響があるか どうか、利用状況の変化はどうか、という内容になっております。 調査結果は、準備書の 1419 ページから記載しております。説明資料では簡単に記載しておりますが、白馬の滝とか、五 郷渓谷とか、上初湯川のふれあいの家とかいうところに対しては、基本的に直接的な影響は ないだろうという予測をしております。ただ 、白馬山につきましては、どうしても林道宇井 苔白馬線を工事用車両が通りますと、工事用車両の通行量が増えるというような予測もござ います。また、本事業によって白馬山に直接改変も生じてしまうということもあり、登山者 への影響がある可能性があります。ただ、準備書の 1429 ページの表 10.1.8-2 に、工事用車 両が走るときにどうなるかという予測結果を書いておりますが、実際に影響があるのは林道 宇井苔白馬線だろうということです。林道宇井苔白馬線は林道のため、現況の交通量は少な いと推察されますので、工事用車両が走りますとかなり交通量が増えてしまうということは あります。ただ、一般国道 424 号から林道の周辺の区間は、12 時間あたり 1,059 台から 1,513 台の交通量がある一方、本事業による工事関係車両の交通量は、基礎コンクリートの打設時 でも最大 11 時間あたり 180 台ぐらいということで、工事期間中の 424 号の交通量は、現況 の1.13~1.19 倍程度になります。また、山に利用が集中する可能性は少ないことと、人と自 然の触れ合い活動の場を通行する際及び利用者を見かけた際には、減速を徹底するなどの環 境保全措置を講じることによって、人と自然の触れ合いの活動の場への影響は低減されると 考えております。また、白馬林道を実際通りますが、白馬林道の出口付近については、工事 期間中利用できない地域が生じる可能性がありますけれども、登山口や道標の設置がある登 山道は、山頂より北側のエリアであること、また、現地看板を通じて工事のお知らせをする など、工事について周知し注意喚起に努めるという環境保全措置を取ることによって、工事 用車両の白馬山への影響は低減されるというふうに考えております。また、工事期間中では なく、その後の供用時では、影響がありそうなのは基本的には白馬山だけになるんですけど も、準備書の1432ページにお示ししたように、地形や既存道路等を考慮し、改変面積を必要 最小限に留め、主要な人と自然との触れ合い活動の場として機能しているエリアには極力改

変が及ばない計画とするということで、直接改変は利用が限られる一部エリアに留めている ことや、樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は、可能な限り緑化に努めて 修景を図るという環境保全措置を講じることによって、白馬山の自然の触れ合いの活動の場 への影響も低減されるものというふうに予測しております。最後に、廃棄物等になります。 説明資料では 77 ページ、 準備書では 1434、1435 ページなんですけども、 予測結果は 1435 ペ ージに載せております。コンクリート殻につきましては処分量がありますが、中間処理方法 は破砕処理、再利用方法は路盤材等に利用するということになっております。木くず、伐採 木については結構出るんですけども、中間処理施設にて、燃料チップへの加工及び産業廃棄 物として適切に処分する計画です。 また、廃プラは産業廃棄物として適切に処分する計画で す。 アスファルト殻なんですけども、どうしても電線を地中埋設するということで、アスフ アルトを削るところが若干出るんですけども、中間処理としては破砕処理をし、再利用方法 としては路盤材として再利用できるものは再利用するということを検討しております。 ま た、工事に伴い発生する土量及び処理方法ということで、1435ページに表に載せております。 切土工事、埋め戻しなどで、切土が結構たくさん出るんですが、19,550m³出て、盛土がその うち 550m³ 使うこととなっております。これは、主として埋め戻しで使うということで、か なり残土量が出てしまうんですけども、残土に関しては、対象事業実施区域外の残土処分場 に搬出して、適切に処分する計画です。これで、準備書の10章の各環境要素に関する調査、 予測及び評価の結果をひととおり説明させていただきました。また、別添資料の中で、植生 図や夜間景観の航空障害灯の見え方調査などを、別途お示ししております。 以上、よろしく お願いします。

会 長:説明が長くなりましたが、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんで しょうか。

委員:ご説明ありがとうございました。発電した電力に関して教えてください。どのようなインフラを通して送電するのでしょうか。

事業者:今回、事業地の近くに関西電力送配電の送電線があるんですけれども、そちらの方に連系を して、我々の発電した電気を送るような予定にしています。

委員:そこまでは、地中を主に通る送電線ということでしょうか。

事業者:そのとおりです。主に地中でと考えています。

委員:どのようなルートを通って、地中に埋めた送電線は地表に現れるのでしょうか。

事業者:今は計画段階ですけれども、基本的に既存林道を利用して送電線を埋設して、関西電力総配 電の鉄塔近くになったら、そこで地中から立ち上げて、そのまま連系をさせるというような 計画をしています。

委員:現場では、林道の拡幅はないというふうに説明をしていただいた覚えがございます。案内していただいた道路、地面の下に埋めるということであって、道路の拡幅はやはりないということだと承知しました。以上です。

委員:まず、この意見等と事業者見解、資料2ですね。騒音の12番、120 デシベルはうるさいというレベルじゃなくて、人体に危険なレベルです。ちなみに、100 デシベルで十分うるさいです。クラクションを後ろで鳴らされるようなレベルですから。あと、20 マイクロパスカルであれば10 デシベルというのは間違いです、0 デシベルです、間違えないでください。こういう計算間違いをしているので、信用がおけないわけですよ。それで、次のブレード接触の内

容に関して、説明資料の 49 ページ、迂回可能な空間が確保されているからブレード接触はしない、影響は小さいと予測しますと書いてあるので、ちゃんと確率的に出していないんだと私は思い込みました。一応、環境省モデルと由井モデルでやっているようですが。モデルに関する詳しいことは多分、委員の方は知らないと思うので、配ってください(事務局から資料配布)。このようなものは、ウェブページ、検索すれば出てくるような資料なので、別に重要じゃないんですが、だいたいサマリーをするのに、なんでそういうモデルを使って計算した結果として、衝突数/年ですって書かないんですか。これはサマリーの仕方がおかしいでしょう、はっきり言って。こんなの、ここに公園があるので交通事故は減るでしょう、といったのと変わらないですよ。ちゃんと計算しているんだったら、49 ページは計算の結果をちゃんとサマリーしてください。それに関連して、0.039 個体/年っていうのは、計算結果として出てきたんでしょうけど、その計算式はもちろんあるし、どういうパラメータを与えたっていうのは分かりますけど、ちゃんと全部計算式に入れた状態の計算式を出してください。0 デシベルと間違えるぐらいですから、計算間違いして、1 桁、2 桁、計算結果の確率が違うかもしれないので、ちゃんと全部示してください。以上です。

事業者: ありがとうございます。球体モデルの、由井モデルの方でよろしければ、全ての調査結果、 解析結果は、非公開資料としてお示しすることは可能ですけども、そちらでご準備させてい ただくということでよろしいでしょうか。

委員:環境省モデルの方はどうなんですか。

事業者:環境省モデルの方もご用意させていただくことは可能ですけども。

委員:両方とも出してください。

事業者:全てということでよろしいですか。分かりました。

委員: (事務局の配布資料に含まれているものの中で) あともう一つ、Scottish Natural Heritage でも、ちゃんと計算式を出していますので、それとも対比をしてもらえると嬉しいです。

委員:ブレード接触の調査の件なんですけども、僕もこの論文に関しては全く見たことがなかった ので、ちょっとまたゆっくり読ませてもらいたいと思うんですけど、実際に、この説明資料 の 49 ページのこの書き方、迂回可能な空間が確保されているからブレードの接触は十分少 ないんだという、この書き方なんですけどね。先ほどの論文というのは一般の方も見ないよ うな中で、こういう書き方をされると、周りに空間があれば、ブレードなんかいくら大きな 風車があっても衝突しないんだなというふうに、やっぱり感じてしまうんです。でも実際の ところ、例えば北海道にはたくさん風車とかありますけども、オジロワシとかが実際にぶつ かっています。ああいうところなんかでも、風車の周りに、空間が狭くて鳥が風車のところ しか通れないような、そんな場所に風車を作るわけがないんです。どこの風車でも、全て周 りは大きく開いた場所です。風が通る通り道というか、そういうところに作らないと意味が ないので、そういう周りに大きい空間がある場所でも、十分衝突は起こっています。現実に 起こっているということは、鳥は周りに空間があるから衝突しないということではなくて、 やっぱり風車が回っているところで、鳥にとってはそこが危険だという認識があまりないの ではないかと考えられるんですよ。それで衝突が起こるんだと思うんです。だからそういう 意味では、この風力発電所周辺は開けた空間となっており、迂回可能な空間が確保されてい ますという書き方、それは確かに確保されていますけれども、鳥にとってはそういうことは 何の関係もないんじゃないかなというふうに思います。同じような意味合いで、クマタカと

か、そういう旋回するような鳥というのは結構やっぱりぶつかりやすいと思うんですよね。でもそれとは違う、ワシタカの仲間もここでたくさん記録されています。今回のこのアセスの調査のデータを見ても、このエリアでクマタカはむちゃくちゃ記録されています。同じようにサシバという鳥もものすごくたくさん記録されています。クマタカという鳥は、僕らは鳥の観察とか調査をよく行っていますけれども、滅多に見ることがないんですよ。そういう貴重な鳥が、ここでこれだけの数が記録されているというのは、クマタカを集中的に調査しているのではなくて、希少種としてワシタカ類を調査したうえで、これだけのすごい量が記録されているということは、やっぱりここではかなり濃密な生息域になっていると思うんですよ。そのど真ん中に風車を建てるということの危険性というのは、やっぱり十分考えなきゃいけないのではないかと思います。もう1つ、ハイタカもたくさん記録されていたと思うんですけれども、この鳥は直線的に動くんですよね。今この2つの論文をちらっと見たんですけれども、旋回する鳥と直線的に動くんですよね。今この2つの論文をちらっと見たんですけれども、旋回する鳥と直線的に動く鳥ではちょっと計算方法も違うだろうという感じのことを書いていたように見ました。ちょっと勘違いかもしれないですけれども、そのあたりのところの評価も踏まえたうえで、危険率というのをやっぱり考えてもらいたいなというふうに思います。以上です。

事業者:ありがとうございます。このモデルの計算というところにつきましては、準備書の507ペー ジ、方法書段階におきまして、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環 境省)」の方から出されております、このモデルに基づいて定量的に予測を行うということ で、記載させていただいております。ご提供いただきました論文もございますが、こちらは 既に「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」の方にも、記載されている 内容となっております。また、先ほどハイタカについてご意見いただいておりましたが、こ のモデルを解析にするにあたりまして、メッシュごとの飛翔線の長さというところも勘案し て、解析を行っております。また、ブレード・タワーへの接触というところにつきましては、 こちらはもちろん、このモデルの解析のみで結論づけているものではございません。モデル の解析を用いているものにつきましては、不確実性が伴うということを認識して実施してお ります。そのため、予測の内容になりますが、本種の衝突に関する既存知見はほとんどない ため、予測には不確実性が残る、という形で締めくくる形としております。あと、先ほど、 モデルの内容についてお示ししますというご返答をさせていただいたんですけども、準備書 の 1109 ページに由井モデルの推定方法について記載しているんですが、こちら特許を出願 されているものになります。許可番号を取得しているものになりますので、先ほどお返事を してしまったんですけども、内容について一度確認をしてみないと、はっきりしたことが言 えませんので、こちらの方はご提供できるかというところは、確認をさせていただくという ふうに変更させていただきます。申し訳ございません。

委 員:特許で使用許可を出しているのであれば、その計算式を使っていいわけでしょう。それは計算式を使わないと出ないわけですよね。この審査会は、一般の方にはその内容は秘匿なので、私たちがそれを公開することはあり得ないわけで、それを情報提供しないで何をしたいんですか。

事業者:情報提供しないということではなくて、改めて確認をしたうえで、というところでございます。

委員:何を確認するんですか。

事業者:情報としてご提供させていただいてもいいかということを、確認したうえでということです。

委員:環境省モデルは別に特許はないでしょうね。

事業者:環境省モデルについては、特許はございませんので、こちらはご準備できるかと思います。

委員:はい。あとさっき言いましたScottish Natural Heritage でも詳細に手順が書いてありますので、それで計算してみてください。他にもう1つくらい、インターネットの検索で上位にくるものがあるので、それで同程度の結果になるかどうかを示してください、特許はないはずです。

会 長:騒音のところで、説明資料の20ページぐらいからですけど、現状と増分があって、それを足してあるんですね。それで、環境基準からするとこれは、環境基準を下回っているから影響影響は少ないんじゃないかというような話がありました。しかし、この環境基準というのは、幹線道路において示されている環境基準で、国道の一級国道とか二級国道とかのものですよね。同じ一級国道でも、この地域にある幹線道路の騒音と、大都市部の騒音とは、そもそもの意識が違いますよね。それで、環境基準が下回っているからいいということは、逆に言うと、ここにある国道は大都市部の国道と同じような騒音レベルになっても、基準以下であるから問題ないということを言っているに等しいということになりますが、そんなことはないでしょう。やっぱり、環境は地域に即しているから、今からすると相当やかましくなるけど、騒音は国道全体の環境基準を下回っているから、環境への影響は軽微ですよと言っているようなものですよね。それは、判断として違うんじゃないですか。

事業者:確かに、環境基準との比較ということでは、55 デシベルとの比較ということで、例えば、説明資料の20ページで、環境4の弥谷、今のところ51 デシベルというところがあります。それに対して増加分なんですけども、同じページで、増加分が2 デシベル以内に収まっているということも、影響がそんなに大きくないと判断する1つの要因というふうに考えております。

会 長:その考え方だと、増加分が2デシベルだからいいというのが主な理由であって、しかもそれ は環境基準より下回っているということで、主従が逆転していると思いますよね。

事業者:分かりました。ありがとうございます。

委員:前回も指摘したんですけど、例えば13ページの沿線騒音で、単位:デシベルと書かれてもしょうがないです。基準が何で、測った結果がデシベルで表示されるというのは、LAeqTで、Tが10分だというのをちゃんと書きなさい、分かりませんか。あとこっちの振動の方はL10でしょう。そういうのをちゃんと書いてください。

事業者:はい、承知いたしました。

委員:もう1つありました。さっき騒音レベルの説明がどこかにあったんですけど、あの説明の書き方は私ならバツにします。人間の知覚特性である A 特性を反映したものであると書かないとバツです、注意してください。

事業者:はい、承知いたしました。

委員: あと17ページです。等価騒音レベルというのは、俗語に過ぎなくて、正式名称は違いますので。それもみんな使うので仕方ないですけど、ちゃんとそういうところが分かるように書かないといけないと思います。

会 長:資料1の21番のところで、全体についての話ですけども、前回の第1回審査会のときに、 方法書のときの知事意見として、バッファーゾーンを考えなきゃいけないという指摘があっ て、ある委員からそれについて触れられてないという話がありましたけども、この 21 番のところの回答で、「事業実施区域を、風車設置に対する自然公園のバッファーゾーンとして捉えて」という記述がありますけども、これはどういうことですか。自然公園は、事業実施区域には存在しないと思うんですけどね。

- 事業者:今回、事業実施区域を見直して、結果として、風車配置、事業実施区域ともに、自然公園から 1km以上の離隔を確保した計画にしているんですけれども、準備書の 459 ページが、今回 いただいている知事意見の該当箇所になるんですが、「白馬山脈は東に行くほど自然度が高く、事業実施区域は、城ヶ森鉾尖県立自然公園まで数百メートルの位置にあり、護摩壇山周 辺の特に優れた大自然のバッファーゾーンとしての役割を担う極めて貴重な地域」というところの言葉を踏まえて、回答させていただいております。459 ページの、3 段落目のところですね。
- 委員:21番の意見は私だと思うんですけれども、ちょっとこの頂いた回答ですね、知事意見が言っ ていることに対して、十分な回答になっていないんですね。これは、自然公園のみに特化し ているような言い方、回答になっていて、自然公園を守りますよというような言い方になっ ているんですけど、知事意見はそういうことではないんですよね。自然公園の名前も出てき ていたはずですけれども、基本的には、配慮書のときに書いている知事意見の方が分かりや すいんですが、「林道宇井苔白馬線と林道白馬線の接続地点から東側の地域について、緩衝 地帯として対象事業実施区域から除外することというのを、(仮称)中紀第二ウィンドファ ーム事業のときに言って、知事意見として求め、事業者がこれを理解し、当該区域が外され た経緯がある」ということを書いているんですね。ですので、こちらまで戻っていただかな いといけないと思うんですけれども。こちらの配慮書に関する知事意見では、確かに自然公 園まで数百メートルしか離れてないというのは出てきます。でもそれは一部であって、基本 的に言いたいことは、この林道より東側というのは、植生生態系にとって非常に重要な地域 だと。だから、違う事業ですけど、(仮称)中紀第二ウィンドファームのときには、知事意 見として除外することと言って、事業者もそれを受け入れて外したと。そういうような、外 した場所に、今回皆さんがまた計画を出してきたというのは、この知事意見に対してどうお 考えなのかということをお聞きしたつもりなんですけどね。回答が、自然公園を守るためだ けのような形になってしまっているので、ちょっと私が聞いた意図とは違います。この配慮 者や方法書で書いている知事意見の内容を、もっとしっかり理解していただいて、しっかり とした回答を頂く、やはりこれが根本になると思うんですよね。ここを避けて、先に進むこ とはできないと思うので 、やはり我々審査会のメンバーもそうですし、地元の方々もそうで すし、そういう方々が納得できるような、納得して皆さんに任せてもいい、任せても大丈夫 だ、任せてもここの環境は大丈夫なんだと、守れるんだというようなことを、しっかりと説 明していただきたいというのが、ここで私が前回のときに聞いた内容です。ちょっとまだ回 答になっていませんので、引き続き修正をよろしくお願いします。今は、自然公園だけに特 化したような回答になってしまっているんですけど、別に自然公園を守れと知事意見では言 っているわけでは決してありませんので、この配慮書に関する知事意見も踏まえて、しっか りとした皆様方のお考えを再度お示しください、よろしくお願いします。あと、もう 1 点、 22 番の意見のところで、開発開始にあたって、地元地区および地元自治体への事業説明を行 い、事業に関する理解をいただいていると書いてはいるんですけれども、実際に住民の方々

の理解は頂いているんでしょうか。これは、各町長の意見から、ちゃんと住民の理解を得る ことというような意見も出ていたと思うんですね。

事業者:今回、特に風車を設置する地区が、特に重要な地元地区というふうに考えておりまして、そ ういった地区に対して説明を行っていまして、ご理解を頂いているというような状況です。

委員: それは地区の住民、皆さんに説明を行って、理解を得たということですか。

事業者:そうですね、今、順にというかですね、何地区かありますので、ご理解を頂いているところでございます。

委員:まだ、全体から意見を頂いているわけではないんですよね。私が言いたいのは、しっかりと地元住民の方に説明をして、しっかり住民の方の理解を得てから進めてくださいと。それはもう日高川町長も、有田川町長の意見でも出ていますので、ここの22番だけ見たら、自治体からご理解いただいているからいいんだというように受け取れてしまうので。ただ、住民の皆さんの理解は、まだ今説明している最中だというのであれば、しっかりとそれを説明していただいて、住民の皆様にご納得いただいたうえで、事業を進めるような形でやっていっていただきたいと思います。

会 長:地元からご理解いただいているというのは、簡単には判断できないことなんですよね。だか ら、ここにこういうことを書くというのはですね、非常に丁寧に書いていかなきゃいけない。 バッファーゾーンに関してはですね、先ほどの話にもあったように、自然公園に対するもの じゃなくて、もっと大きい意味を持って考えてほしいと思っているんですよ。バッファーゾ ーンっていうのは、もう1つ言い方を変えたら、緩衝ゾーンというものがありますね。なぜ 緩衝ゾーンが必要かというとですね、その本体を触らないだけじゃなくて、本体のブナの森 林が将来にわたって持続的に存続して、繁栄していくということについて考えていかなきゃ いけない。だからその本体は、直ちに触らなければそれでいいという問題じゃなくて、将来 にわたって持続的に成長していくことを考えていかなきゃいけないというのが、バッファー ゾーンとか緩衝帯のあり方の議論ですよね。ところが、影響が軽微であるとするのみで、そ ういう話で説明がないですよね。これはこういうふうに、今回触ってしまうんだけれども、 将来において、これを持続的に発展していくときの配慮は十分しているというような表現は どこにもない。そのことが実は一番の、バッファーゾーンの議論の問題点じゃないですか。 現時点で単に、現在の環境を傷つけないだけじゃなくて、傷つけてしまうところもあるけれ ども、この環境を持続的に維持していくことに対して、重大な影響を与えるものではないと いうことが一番の問題であって、そういう視点の判断が非常に大事だと思うのですが、そう いう判断はほとんどないんですね。だから、現在単に触ることが少ない、だけじゃなくて、 将来にわたって現在触ることがどういう意味を持っているかということが、最も重要じゃな いですか。

委員:資料2でもよろしいですか。資料2の4番ですけれども、事業者さんの見解として、メインルートを変更したということをさらっと書かれているんですけれども、説得力に欠ける、不安を伴う内容で、かなりの自然林の伐採計画があって、本当に心が痛むんですけれども。今手元に、2020年8月6日の配慮書のときの審査会の議事録がございまして、紹介させていただきたいと思うんですけれども、まだ電源開発さんとの共同事業になる前の段階なんですが、大和エネルギーさんの担当部長さんから、ご発言がありました。「電源開発さんと大和エネルギーと使う風車の羽の長さが12m違うんです。」、「我々は、本当を言うと大きい風車を

使いたいんですが、それをやると改変面積が増えるし、水辺とか痛めちゃうんです。」、「我々はこの風車が限界だなと思ったので、50m の長さのブレードを使っている。」、「電源開発さんの 62m のブレードは、我々も日通さんとかに調査をしてもらっているんですけれども、あの道はもちろん通れません。」、「せっかく環境事業をしているので、環境負荷を最小限にやりたいとなると、このクラスが精一杯というのがあるんです。」 というように、大変熱弁をふるわれまして、当時参加された委員の方はみんな、記憶に残っているのではないかと思うほどでした。結局、結果的に発電機の大型化が進んで、50m というのも稀なケースになってしまったということもあるんでしょうけれども、あれだけ強烈に、電源開発さんの 62m を否定された、担当部長さんの発言が、ほぼ電源開発さんの案になってしまっているということについて、どういうふうに考えられているのでしょうか。本当に、結果的に環境の改変、自然林の伐採ということに繋がっているので、ここのところをお伺いしたいなと思います。

- 事業者:2020年、3~4年前になるんですけれども、こちらにも記載をしておりますが、まず、宇井苔 白馬線から森林基幹道白馬線への輸送ルート、メインルートを変えたというところが1つで、 林道の広さも変わっているということです。あとは、配慮書ということで、最初の段階になるので、主に文献調査や概略の話になってくるんですけれども、その後、方法書の調査をして、風車位置も決まり、改めて詳細な輸送計画を立て、今回、ブレードの輸送について検討しているところです。以前から、ルートの変更をしたというところと、改めて輸送の検討をさせていただいた結果、今回そもそも風車を3,000kW級11基というところで考えていますけれども、4,000kW級の可能性もあるということで、影響を最大限見ているというところで、計画を再度確認して、今回の計画としております。この4年間で何があったのかという話ではあるんですけれども、そういった形でルートの変更であったりとか、再度輸送計画を検討した結果ということで、今回の準備書の内容になったということになります。今回の計画については、基本的には、3,000kW級の11基ということで、そこは配慮書から変わりはないところになります。
- 委員:前回のときにも質問させてもらったと思うんですけれども、今回の風車を設置する場所の予 定区域の中に、白馬山のブナ林として指定されている区域が半分入っているということを、 言わせてもらったと思うんです。準備書の 1261 ページに、この区域の半分が入っていると いうのがあるんです。そのときの返答で、その次の1270ページのところで、実際にこう指定 されていたのだけども、今現在はブナ林がすごく衰退していて、現在ブナ林として認められ ているのは、1275ページのところにある、そのごく一部しかないという話も、確か出ていた と思うんです。ただ、そのときにも言ったと思うんですけども、今現在ブナ林が確かに衰退 傾向かもしれないけども、また芽生えとかも色々出てきて、若干持ち直してきているんじゃ ないかという話が確か出ていたと思います。そのときに、ここで指定されているこの場所と いうのは、やっぱりもともと指定されたブナ林の大きなエリア、今建設する場所が半分かか っているこの場所までずっと広がっていたエリアで、そこが今現在なくなっていて、またや っとちょっと回復傾向にあるということは、このブナ林の指定区域というところを、やっぱ りこれから保全してどうにか元に戻していきたい、できればもっと広い範囲まで広がるよう に環境を保全していくべきところじゃないかというふうに思っているんですよ。こんなに少 なくなっているから、ブナ林の指定を外しましょうという話にはなっていないと思います。 そういう場所に、今回設置する風車のうちの一番西側の3基がぶつかっているわけなんです

よ。特定植物群落のブナ林として指定されている場所に、その3つの風車を建てるということ自体が、やっぱりちょっと僕は、この計画で自然の保全をしますって書いていますけども、本当かなというふうに、すごく思ってしまうんです。だからその辺り、どういうふうに企業さんの方の考え方として、保全ということ自体、環境保全ということ自体のスタンスが問われるんじゃないかなという話も、前回確かあったと思うんですよ。その辺の返答はもらえてないんじゃないかなと思うんです。その辺りをまたお聞かせ願いたいんですけども。

事業者:ありがとうございます。まず、今回もともとの文献のブナ林の範囲と、今回の植生調査でのブナーミズナラ群落というところでは、これに変えましょうというよりかは、我々の調査した結果、ブナーミズナラ群落については、現在1275ページに示しているような範囲でしたというような結果となっています。2つ目として、どこかに記載をさせていただいていたかと思うのですが、2号機と3号機は少ししか現地を確認していただけなかったんですけども、1号機は現地まで歩いて見ていただいたかと思います。確かに、今回ブナ林の範囲には入っていますが、すでに1号機のところは、地元の林業会社さんの方で林業施業のための施設であったりとか、既に手を加えられている場所になっているというところは見ていただいたかと思います。そういった既に改変されている場所などを積極的に使っていくというような計画で、環境保全措置というか、計画としてそのような形で検討を行ったというようなところでございます。

会 長: 先ほどの委員のご発言は、前回の委員会でもありましたね。11 基の中の 2 基の場所については、特にこれから育っていく可能性があるから、改変は適切ではないんじゃないかという話がありましたけども。

事業者:それについてはですね、資料1の1ページ目の10番目の質問になりますけれども、今回、アカガシと、1号機のところにも非常に良い森林が残っているということで、実際に現地調査の中で、場所も含めて、踏査調査を実施しました。出現状況については、重要種については位置情報、一般種については確認種一覧としているというところで、あと、巨樹・巨木に関しては、幹周り300cmを記録して、該当する樹木は生育していないというところを確認しました。我々の植生調査の結果の話になるんですけれども、例えば、1号機のところについて、準備書の1291ページに植生と改変区域を示した図があって、ここに1と書いてあるのが落葉広葉樹林の部分になっているんですが、委員のご意見がございましたけれども、1号機のところについては、実際にそのような植生ではあるんですけれども、現地で見ていただいたように、既に整地もされているような場所になっておりますので、繰り返しにはなってしまうんですけれども、そういったところを活用していくということを考えております。9号機のアカガシのところも、実際に、我々の調査結果や巨樹・巨木のマニュアルに沿って、該当する樹木については生育していないというところを確認しているんですけれども、ちょっとそのアカガシとか、周囲含めてですね、配慮した計画にさせていただくというようなところで考えております。

委員:次は鳥の件です。さっきから、ブレードの接触の話もずっと出ておりましたけれども、この準備書の2/2に、重要な鳥類の影響予測というのがあるんです。ページ数で言うと、1161ページから始まっているところです。ここに希少種として、コノハズクとか、オオコノハズクとか、アカショウビンとか、こういうのが全部記録されているんですけれども、ブレードへの、迂回可能な空間が確保されているから、影響は小さいものと予測すると、これにも全部

書かれているんです。それともう1つは、例えばコノハズクなんかだったら、本種は主に樹 林内を飛翔することから、ブレード・タワーに接触する可能性は低いものと予測すると書い ています。鳥って、例えば留鳥で、ずっと一年中そこにいる、ここでもなぜかカラ類という のがよく書かれていて、影響評価にカラ類を使っているんですけれども、カラ類とかは自分 達の生息するエリアというのは、大体テリトリーの中でずっと生息していますので、わざわ ざ開けたブレードのあたりに行くようなことはあんまりないんじゃないかというふうに予 測されるんですけれども、それに比べて、この希少種で挙げられているコノハズクとか、オ オコノハズクとか、アカショウビンとか、こういうのは渡り鳥なんですよ。確かに繁殖する ときには、特定の自分のテリトリーの中だけで動くと思うんですけども、渡るときには、非 常に長距離を飛びます。そういう時は森の中じゃなくて、開けた空間をどんどん飛んでいく わけなんです。だから渡りのことというのは、渡りの調査もやられていますけど、これは目 視でどこをどれだけ飛んだかということを書いているだけで、実際に我々人間側には、鳥が どういうコースでどんなふうにいつ飛んでいくかというのは、なかなか調査では現れてきま せん。でも実際に鳥の渡りとかを考えれば、渡りの時期には広い空間を長距離飛ぶというの は、これはもう明らかになっています。だからブレードへの衝突は、小さいものと予測する というのは、そんなことは絶対言えないはずです。鳥の繁殖時期の動きと渡りの時期の動き とを、全然考えていない結論だと思うんです。ブレードがある限り接触があるということは、 やっぱり絶対そうですので、ちょっとこの書き方もおかしいなと思うんですよね。以上です。

- 会 長:じゃあもう1つ私の方から。今日配られた説明資料の残土の件ですけども、78ページに示されていますが、かなり量の大きい土の移動があるんですよね。残土は対象区域外に出すから云々という内容がありますけども、その残土を処分するところは、既存の処分場として確定したところがあって、そこに処理ができることがほぼ見通されているんですか。
- 事業者:残土処分場については、おっしゃったように、既に残土処分場として開かれているというか、 指定とかされているところに持っていくものになるんですけれども、具体的に場所があって というところは今検討中で、まだ決まっていない状況です。
- 会 長:この発電事業に伴って、土の移動があったり、運んだり、交通量にも関わることですけども、 それはこの事業区域の中だけの問題じゃなくて、残土を出すということは、残土を運び出し てどこかに置くということも、この事業の一環ですよね。その事業の一環だったら、環境的 に問題がないかどうかは、審査として考えなきゃいけない話なので、我々は考えてなくてい いですよということにはならないでしょう。本来は、残土も処分もきちっとやるというのが、 環境を保全する事業全体の話ですから。場所は確定ではないけれども、残土処分場として確 立したところで処分できるというふうに書かないといけなくて、この書き方では無責任すぎ るので、しっかり明記しておいて欲しいと思います。

事業者:分かりました。

委 員:説明資料の12ページからの図で、輸送に伴う伐採範囲ということが記載されておりまして、 輸送後に緑化となっています。資料1の7番で、伐採後の緑化の部分の質問に対する回答が ありますが、昆虫担当から申し上げますと、緑化に関して、短期間でその土地のバイオマス を復元すればいいという考え方は、ちょっともう古いんです。種子を持ってくる、苗木を持 ってくる、それが外部からとなりますと、それは国内の在来種であったとしても、外来生物 の積極的な導入になってしまうんです。計画されている緑化の内容には極めて違和感があり まして、現代のスタンダードから申しますと、環境の復元や保全ということには、全く該当しないと言わざるを得ないです。もし致命的な、侵略的な植物が混じっていた場合、そういう種子に混じって、無数の微生物や、色んな要素が丸ごと導入されるわけなんです。ですから、もちろん荒らした後は復元ということになろうかと思うんですけれども、できるだけその土地の力を削がないような改変の方法で、できるだけその土地の力を使って、我々が生きているうちには実現しないかもしれませんけれども、そうやって自分がこの世を去った後にでも、その森が、生物たちが自分たちの力で復元していくこと、その土地を復元してくれるのかというところまで考えが及ぶと、この改変の仕方も何か見えてくるものがあると思いますので、ご検討をお願いしたいところです。

委員: すみません、遅れてしまいましたので、既にご発言があったかもしれませんが、改めて今日 ご議論にあったブレード接触に関する確認です。2点ありまして、まず準備書の1155ページ のところに、ブレード・タワーの接触というところがあります。ここで書かれている接触予 測の単位が、個体数/年と書いてあります。これについて、同じく1109ページの由井モデル の説明のところでは、文章の3行目ぐらい、アスタリスクのところに個体数とあって、「個 体数の表記は原文どおりとしたが、回数を意味する」というふうに書いてあります。まず確 認させていただきたいのが、この個体数/年というふうに出されたもの、1 期目で 0.063、由 井モデルですと 0.136 となっているこの単位は、回数と考えてよろしいんでしょうかという のが、質問です。質問の趣旨は、回数ということになると、割と個体数とは全然受け止め方 が違ってくるのかなというのが1つ、もう1つが、1155ページのブレード・タワーへの接触 の文章ですが、文章を読みますと、最終的に、この文章の文脈は、累積値が 0.136 固体/年 (由井モデル)、0.063 固体/年(環境書モデル)で、合計は高かったものの・・・という ふうに一旦書かれているんですけれども、風力発電機別に見ると、それぞれの発電機での個 体/年の数値が小さいので、最終的にブレード・タワーへの接触の可能性は可能な限り低減 できているというふうに結論付けられています。これは、その累積的な影響を予測すべきと いう基本的な風力発電の予測の考え方に照らすと、1 基ごとの影響予測をもとにして影響が 低減できているというふうに結論付けるという論理は、ちょっとおかしいのではないでしょ うかというのが、2点目の質問です。以上です。

事業者:ありがとうございます。ブレード・タワーへの接触の予測確率につきましては、20年間稼働して1個体当たるかどうかというところが、判断基準となっております。そのため、この個体数/年となっておりますが、接触する個体、という形にはなっております。回数というところではございません。

委員:このアスタリスクの意味はどういうことですか、回数の意味と書いていますよね。

事業者:こちらの回数につきましては、出現回数にて、衝突確率を求めております。個体というところで求めているものではない、ということになります。

委 員:では、同じ個体が2回現れたら、出現回数で2というふうにカウントしているということで すね。

事業者:そうですね。この辺りに、これだけの出現回数というところで、解析の方を行っております。

委員:分かりました。2番目の質問についてはいかがでしょうか。

事業者:1基あたりで見ていくということが、実際正しいのかなというところでございまして、11基 全てにぶつかっていくということは、まず考えられないところにはなっております。ただし、 予測については、不確実性があるというところが、こちらの予測についての結論となっております。

委 員:今のご発言で、11 基全てにぶつかるというものではないとおっしゃいましたが、どういうことでしょうか。

事業者:確率の合計値というところで表しているものについて、こちらは全て足し合わせた結果となります。ですので、11 基全てにぶつかるということが、現実的ではないということになるんですけども、ブレード・タワーへの接触の可能性というところでは、この予測という中で、不確実性があるということを認識しております。

委員:どれかの風車にぶつかるんだったら、足し算すべきなんじゃないですか。

事業者:そのとおりです。

委員:11 基全てにぶつかる確率ではなくて、11 基のどれかにぶつかる確率は、個別に判断するんではなくて、合計値で判断すべきではないんですか。

事業者:合計値とすると、全ての値を足し合わせることにはなるんですけども、実際に、飛翔状況を メッシュごとに解析したものについては、準備書の 1157 ページ以降にお示ししている、色 付けしたものになります。実際に使っている場所、使っていない場所、また飛翔している場 所、飛翔していない場所、また飛翔高度が異なっている場所だとかそういったところを、メ ッシュごとに解析をしたうえで判断しているので、この 11 基合計とするところでは、実際 にはあり得ないということにはなるんですけども、安全側の予測としては、11 基合計の値を 示した上での予測というふうにしております。

委員: すみません、別の言い方をすると、このモデル自体がメッシュごとに対しての、衝突の評価 ということですよね。メッシュごとに評価するわけで、累積的な影響という評価を見るのは、 その色付けされているメッシュがどれぐらい多いかということで、見たらいいわけですかね。

事業者:はい、そうですね。

委 員:そういう意味で見ると多いんじゃないんでしょうか。

事業者:おっしゃるとおりで、色付けしているメッシュごとの値を見るモデルになっております。

委 員:はい。それで、色付けされている緑のメッシュが多いというのは、これは影響があるという ことじゃないんですか。

事業者:年間予測衝突数の色付けというところでは、色の区分ごとに値の方をお示しさせていただい ております。

委員:緑のメッシュが多いですよね。 風車の設置地点での。

事業者:緑が多いというところでは、はい、緑も該当しております。

委員:指摘としては、この評価がきちっと示されていないのでは、ということです。

事業者:はい。その具体的な値を、表 10.1.4-90、15-3 に記載しておりまして、風車にかかるメッシュごとの値を、具体的な数値としてお示ししております。

委 員:そうして、緑色のメッシュが多いというのは、これは、影響が大きいということではないんでしょうか。

事業者:そうですね、1 つの基準ということで、基準というとちょっと仰々しいんですが、目安としては、20 年間稼働して、クマタカであれば1羽当たるかどうかというところが、一つの目安になります。

委 員:由井モデルだと、10年稼働して1羽ということではないんですか、0.136というのは。

事業者:合計値というところでは、そのとおりです。

委員:合計値ではそうですよね。時間も限られていますので、ちょっと、合計値に対しての、この 記載が丁寧ではないのではないかというコメントとさせていただきます。

事業者:分かりました、ありがとうございます。記載の方法につきましては、評価書の時点で、もう 少し工夫したものにさせていただきたいと思います。

会 長: ありがとうございました。それでは、予定の時刻になっていることもありますし、それから、 委員の皆さんから、記述や記載について、適正さを欠いていると感じるところは少なくない という話がありましたので、そこは次回直していただくということで。委員からの質問や宿 題が出ておりますので、次回に向けて対応をお願いしたいと思います。それでは、今後の予 定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局:それでは、次回の審査会について、ご説明いたします。内容としましては、今回の第2回審査会と同じような形にはなるかと思いますが、本日の審査会において委員の皆様から頂いた意見、それから、本日の審査会の後に頂いた追加意見について、事業者の方にお伝えしますので、事業者の方におかれましては、見解を作成いただき、それをもとに議論いただく形にさせていただきたいと思っております。なお、本日の審査会資料の資料1や資料2などについては、残念ながら十分な審議ができていなかったかと事務局としても考えておりまして、また、一部の回答につきましては、回答自体が不十分というところもあろうかと思います。このような状況を踏まえて、委員の方におかれましては、改めて内容を確認いただいたうえで議論いただけたらと思っておりまして、事業者の方におかれましても、次回に向けて準備いただきたいと思っております。追加意見につきましては、事務局からまたご案内をいたします。今回の資料を踏まえて、この点について再度聞きたいというようなご意見でも結構ですので、意見を頂けましたらありがたいと思っております。次回審査会の日程等につきましては、調整しまして、追ってご案内させていただきます。以上です。

会 長:それでは、ただいま事務局から説明がありましたような流れで進めさせていただきたいと思います。委員の皆様、本日、議論が十分でなかった、検討できなかった資料 1、2 について、またご確認いただきたいと思います。本日はご審議ありがとうございました、以上をもちまして議事を終了いたします。

和歌山県環境影響評価審査会(令和6年7月18日) 出席者名簿

〇 出席委員9名

氏 名	役職名等
入野 俊夫	和歌山大学システム工学部教授
江種 伸之※	和歌山大学システム工学部教授
此松 昌彦	和歌山大学教育学部教授
下村 通營※	京都大学瀬戸臨海実験所所長
谷 奈々	(一財)和歌山社会経済研究所研究委員
中村進	(公財)日本野鳥の会和歌山県支部副支部長
濱田 學昭 (会長)	元和歌山大学システム工学部教授
松野 茂富	和歌山県立自然博物館主査学芸員
吉田 登 (副会長)	和歌山大学システム工学部教授

※オンライン出席

〇 欠席委員6名

氏 名	役職名等
岡田 和久	和歌山県森林インストラクター会会長
芝田 史仁	和歌山信愛女子短期大学生活文化学科教授
竹中 規訓	大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授
土永 知子	南方熊楠顕彰館学術研究員
永瀬 節治	和歌山大学観光学部准教授
中野 加都子	元甲南女子大学人間科学部教授

〇 事務局出席者

所属	役職	氏名
和歌山県 環境生活部環境政策局 環境管理課	課長	石井 信之
	企画指導班長	野中 卓
	主任	東山 幸司
	主査	東志帆
	主事	中屋奈々

○ 事業者出席者

大和エネルギー株式会社	2名
電源開発株式会社	2名
一般財団法人日本気象協会	3名
株式会社新エネルギー支援サービス	1名